

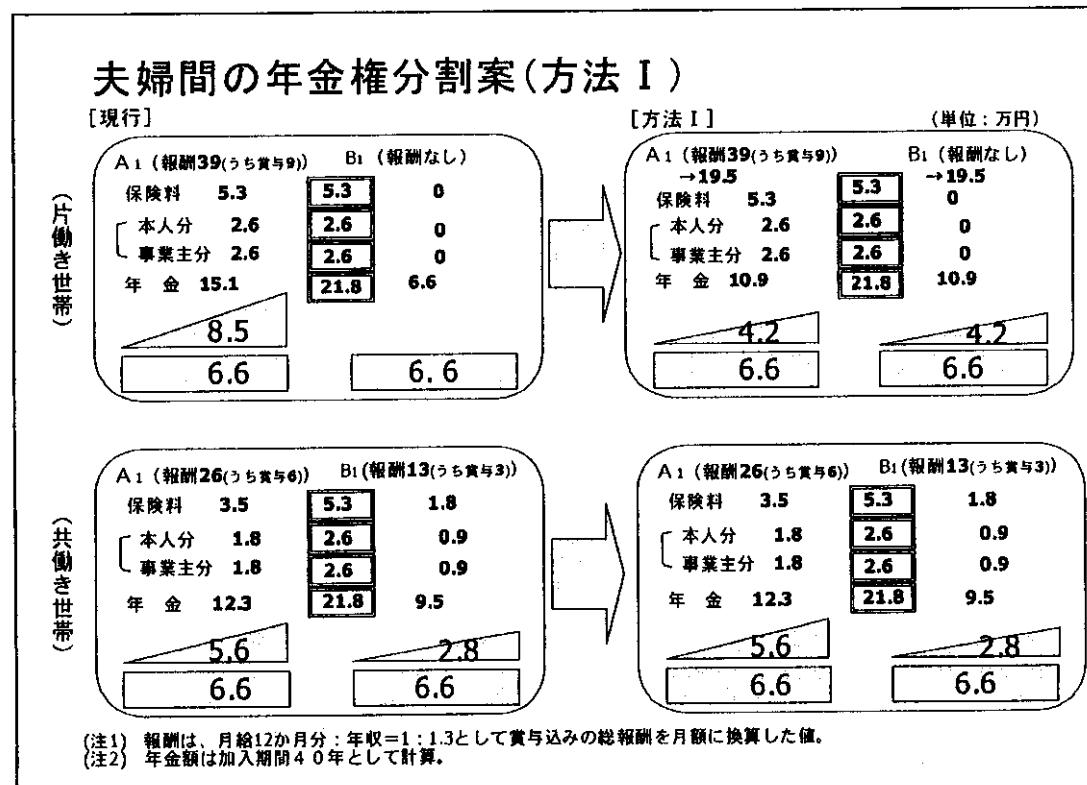
## (A) 夫婦間の年金権分割案

### 《考え方》

- 第2号被保険者が納付した保険料について、年金給付算定上、世帯内で夫婦が共同して負担を行ったものとして擬制して評価し、片働き世帯の夫婦の間で年金権の分割を行うとする考え方。
- 現行制度の世帯単位での給付と負担の関係を維持しつつ、年金給付の個人単位化を進める考え方。

### 《仕組みの概略》

- 保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。
- 年金給付については、その算定の根拠となる第2号被保険者の標準報酬記録（保険料納付記録）が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、自分自身の報酬比例年金を有する。



## <A-1 典型的な夫婦間の年金権分割案・・・保険料納付の時点で分割する方式>

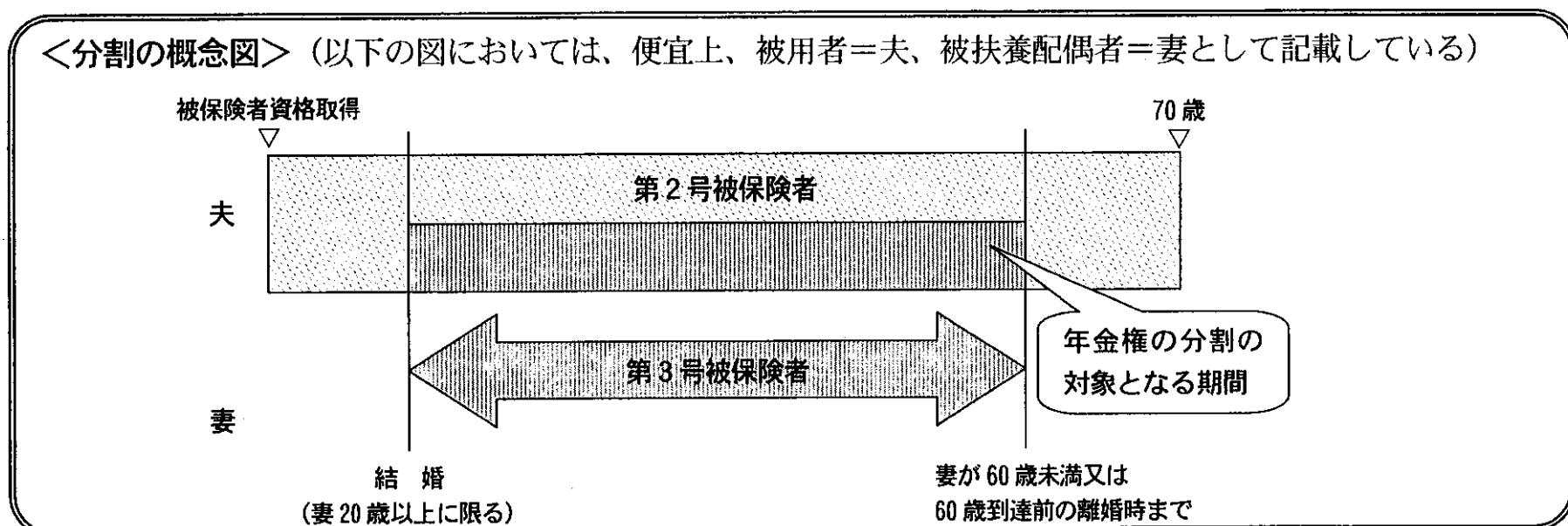
- 第3号被保険者である期間について、第2号被保険者が納付した保険料について、世帯内で夫婦が共同して負担を行ったものと擬制して評価することにより、第3号被保険者自身に独立した報酬比例部分の年金給付を行うこととする。

すなわち、第2号被保険者が保険料納付したことで標準報酬記録（保険料納付記録）が記録され、その記録に基づき年金給付額が算定されるが、この標準報酬記録を保険料納付が行われた時点で半分に分割して第3号被保険者に移転し、第3号被保険者に対し独立した報酬比例年金の給付を行う。

- ・ 本案が、第3号被保険者の負担を年金給付上擬制することにより、第3号被保険者制度の課題の解決を図ろうとするものであることにかんがみ、第2号被保険者の配偶者が第2号被保険者である期間や、20歳前及び60歳以降の期間は、分割の対象としない。

なお、本案は、第2号被保険者とその被扶養配偶者である第3号被保険者が婚姻期間中の保険料納付に基づいて算定される年金権の分割を対象とする。

<分割の概念図> (以下の図においては、便宜上、被用者=夫、被扶養配偶者=妻として記載している)

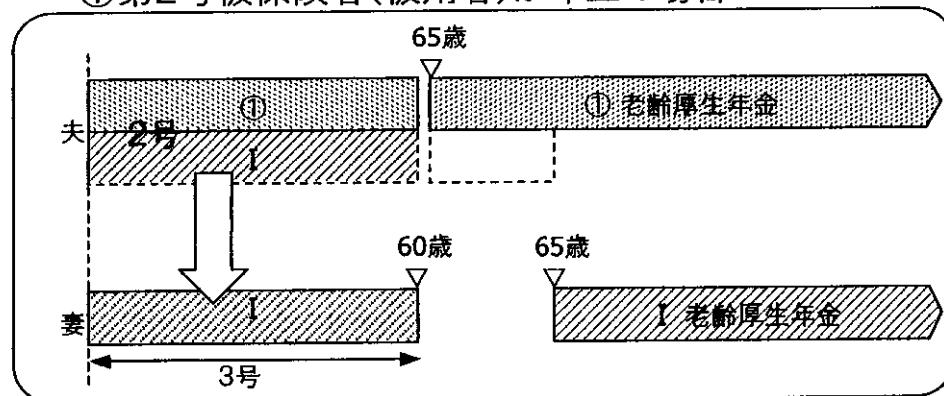


## 《A-1 典型的な夫婦間の年金権分割案……保険料納付の時点で分割する方式》

13

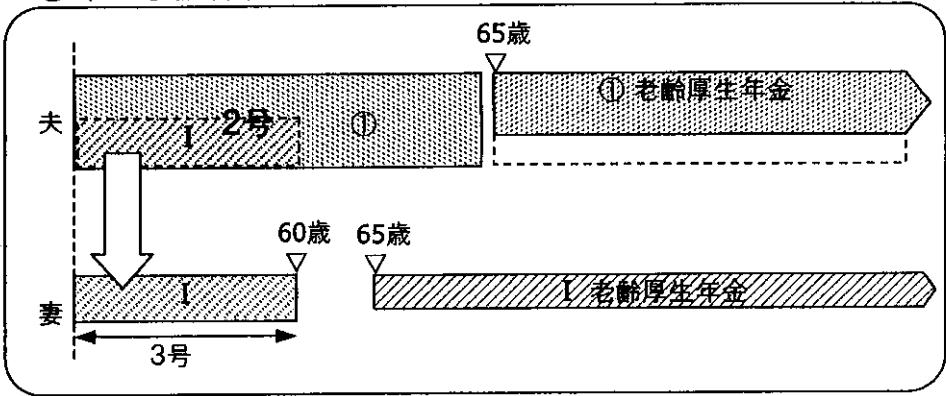
### 1)老齢厚生年金の場合

#### ①第2号被保険者(被用者)が年上の場合



- 夫が65歳の時点から分割された老齢厚生年金を受給
- 妻が65歳に達するまで夫婦の年金合計額は半分

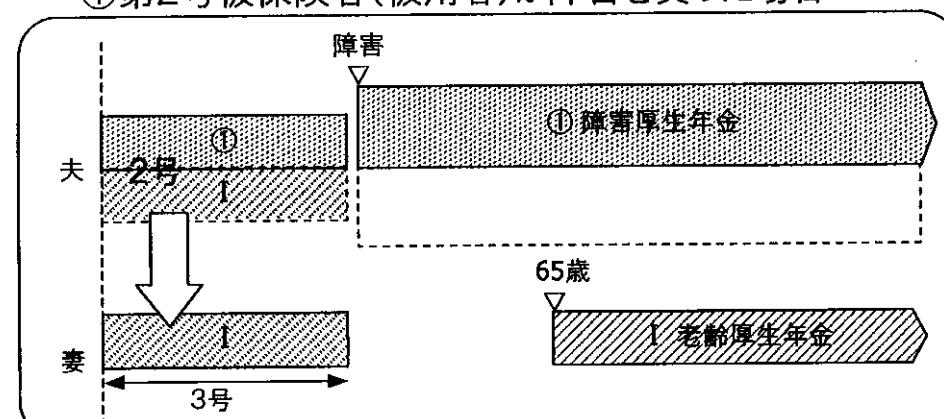
#### ②第3号被保険者(被扶養配偶者)が年上の場合



- 妻が65歳の時点から分割された老齢厚生年金を受給  
＝夫の65歳到達前に老齢厚生年金が支給される
- 夫は分割されていない保険料納付期間に基づいて算定される年金分は満額受給

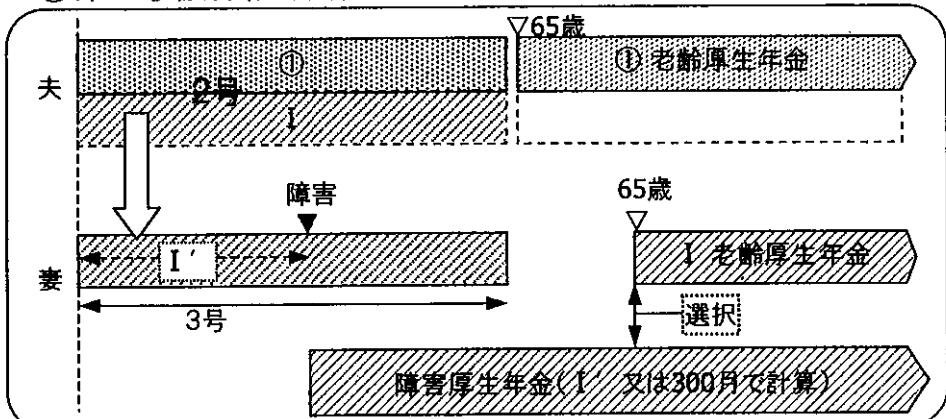
### 2)障害厚生年金の場合(→ 参考1「障害厚生年金制度の概要」参照)

#### ①第2号被保険者(被用者)が障害を負った場合



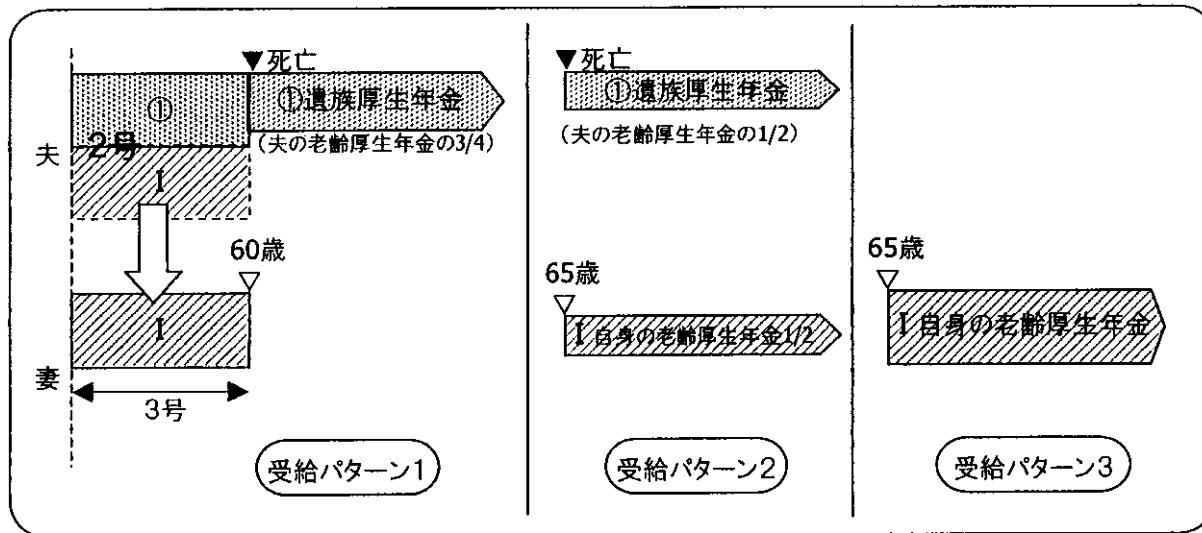
- 夫が障害を負った時点では分割された障害厚生年金を受給
- 妻が65歳に達すると分割された老齢厚生年金を受給
- 夫婦合わせても、分割されなかった場合の障害厚生年金額に満たないケースもありうる

#### ②第3号被保険者(被扶養配偶者)が障害を負った場合



- 妻が障害を負った時点で分割された障害厚生年金を受給
- 妻が65歳に達すると障害厚生年金と老齢厚生年金の選択
- 夫が65歳に達すると分割された老齢厚生年金を受給

### 3) 遺族厚生年金の場合(→ 参考2「遺族厚生年金制度の概要」参照)



- 夫死亡後妻が受給する遺族厚生年金は分割後の夫の標準報酬記録(保険料納付記録)に基づいて算定されるため、大きく減額
  - ・妻自身の老齢厚生年金受給権発生前は、受給パターン1により遺族厚生年金を受給
  - ・妻自身の老齢厚生年金受給権発生後は、受給パターン1～3の中から選択する
- 夫の老齢厚生年金の受給権発生前に妻が死亡した場合、分割を受けた標準報酬記録(保険料納付記録)に基づいて算定される遺族厚生年金が夫に支給される

## <論点（例）>

### 1) 老齢厚生年金の場合

#### ① 第2号被保険者（被用者）が年上の場合

- 第3号被保険者であった被扶養配偶者が65歳に到達する前は、世帯でみると、基礎年金以外は、分割後の標準報酬記録に基づいて算定される、被用者自身の老齢厚生年金のみの給付となり、その間の所得保障が十分でなくなるおそれはないか。
  - ・ なお、現行制度においては、妻の老齢基礎年金も妻が65歳に達するまで支給されないが、加給年金（参考3）や繰り上げ受給制度（参考4）がある。

#### ② 第3号被保険者（被扶養配偶者）が年上の場合

- 被用者の受給権発生前に被扶養配偶者の老齢厚生年金の受給権が発生するので、現行制度に比し、被扶養配偶者が65歳に達してから被用者が65歳に達するまでの間の分給付が増大するとともに、世帯単位で見た場合、老齢厚生年金の支給の必要性が乏しい期間に老齢給付することとなることをどう考えるか。

### 2) 障害厚生年金の場合

#### ① 被用者が障害を負った場合

- 被用者の障害厚生年金は、分割後の標準報酬記録に基づいて算定されるため、分割されなかった場合と比べ、障害厚生年金額が低くなることをどう考えるか。
- 障害厚生年金は、1級の障害の場合、2級の障害厚生年金（=老齢厚生年金と同水準）の1.25倍で計算され、また、被保険者期間の300月みなし（注）があるなど、老齢厚生年金に比し給付が手厚いため、保険料納付の時点で分割する方式であるA-1案では、被扶養配偶者が65歳に到達しても、被扶養配偶者の老齢厚生年金は通常の給付額であるため、夫の障害厚生年金と妻の老齢厚生年金を合わせた年金額は分割されなかった場合の夫の障害厚生年金の額よりも低くなることをどう考えるか。

（注）被保険者期間が短い時点で保険事故が発生する給付の場合、一定の水準の年金額を確保するため、年金額計算の基礎となる被保険者期間が300月に満たない場合であっても300月として年金額が計算される。

## ② 被扶養配偶者が障害を負った場合

- 保険料納付の時点で分割する方式である A-1 案では、第3号被保険者に対しても、障害発生前までに分割された標準報酬記録に基づいて算定される障害厚生年金が給付されることとなる。
- しかしながら、仮に第3号被保険者の負担を擬制したとしても、被用者（労働者）の稼得能力の喪失を保険事故とする被用者年金制度で、稼得能力に変化がないにもかかわらず、被用者ではない配偶者の障害まで保険事故として位置づけ、障害厚生年金を給付することは妥当ではないのではないか。

## 3) 遺族厚生年金の場合

### ① 被用者が死亡した場合

- いずれの場合でも、保険料納付の時点で分割する方式である A-1 案の場合、分割されなかった場合と比べ、遺族厚生年金額が低下し、現実の所得保障の必要性との乖離が大きいのではないか。

### ② 被扶養配偶者が死亡した場合

- 被用者の老齢厚生年金の受給権発生後に被扶養配偶者が死亡した場合、遺族厚生年金は、被用者死亡の場合と同様に、①の受給パターン1から3の中からの選択となり、いずれのケースでも、分割されなかった場合の被用者の老齢厚生年金額と比べ、支給額が低下する。
- 被用者が老齢厚生年金の受給権発生前に被扶養配偶者が死亡した場合、分割を受けた被扶養配偶者の標準報酬記録に基づいて算定される遺族厚生年金が被用者に支給される。  
しかしながら、被用者自身を被保険者とし、その稼得能力の喪失を保険事故とする被用者年金制度で、被用者が稼得能力を喪失していない若齢期において、その配偶者の死亡まで保険事故として位置づけ、遺族厚生年金を給付することは妥当ではないのではないか。

## 《A-2 修正案……老齢厚生年金の受給権発生時点で分割する方式》

17

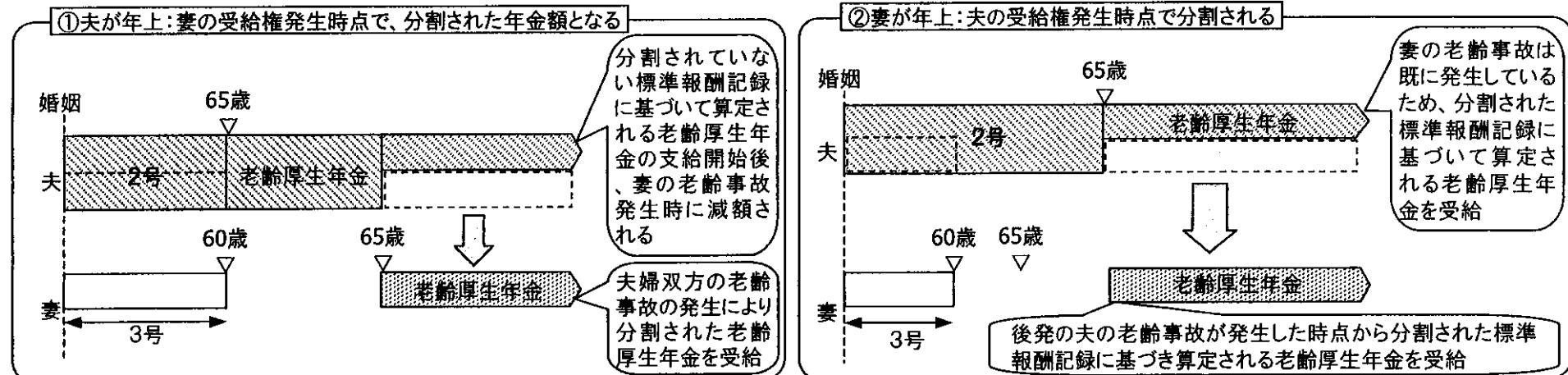
- 典型的な年金権分割案であるA-1案(保険料納付の時点で分割する方式)における論点を踏まえた修正案として、老齢厚生年金の受給権発生時点で老齢厚生年金のみを分割し、発生させる方式

### 1) 老齢厚生年金の場合

老齢厚生年金については、A-1案のように夫婦いずれか65歳到達時点で分割する方式(A-2-ア案)と、夫婦ともに65歳到達時点で分割する方式(A-2-イ案)との2つの方式が考えられる。

A-2-ア案 夫婦いずれか65歳到達時点で分割する方式 ⇒ A-1案同様

A-2-イ案 夫婦ともに65歳到達時点で分割する方式

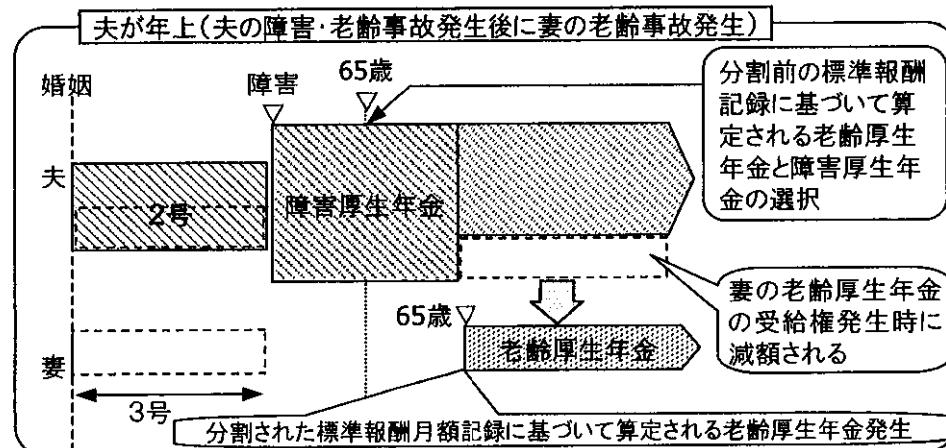


- 夫が65歳に達した時点では標準報酬記録が分割されていない場合の老齢厚生年金を受給
- 妻が65歳に達した時点で、分割された標準報酬記録に基づいて算定される老齢厚生年金を受給
- 夫の老齢厚生年金は、妻の老齢厚生年金に相当する金額分減額される

- 妻が65歳に達しても、分割された標準報酬記録に基づいて算定される老齢厚生年金は支給されない
- 夫が65歳に達した時点で、夫婦それぞれが分割された標準報酬記録に基づいて算定される老齢厚生年金を受給

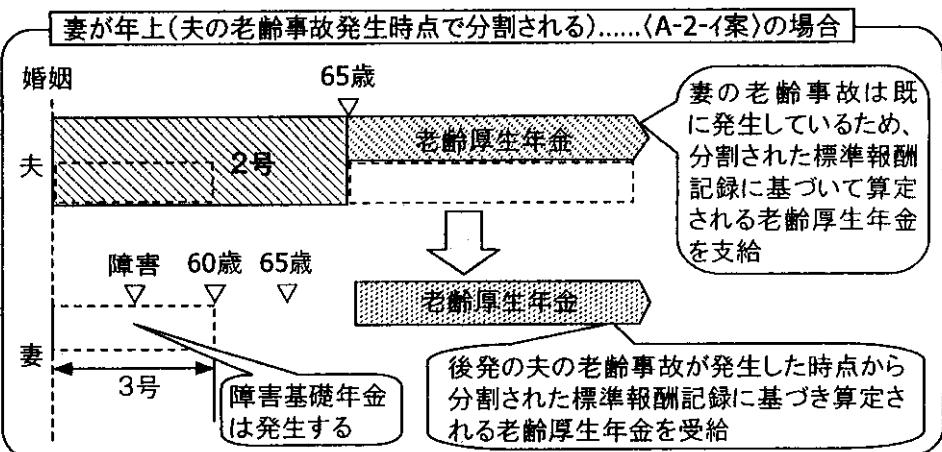
## 2)障害厚生年金の場合

### ①第2号被保険者(被用者)が障害を負った場合



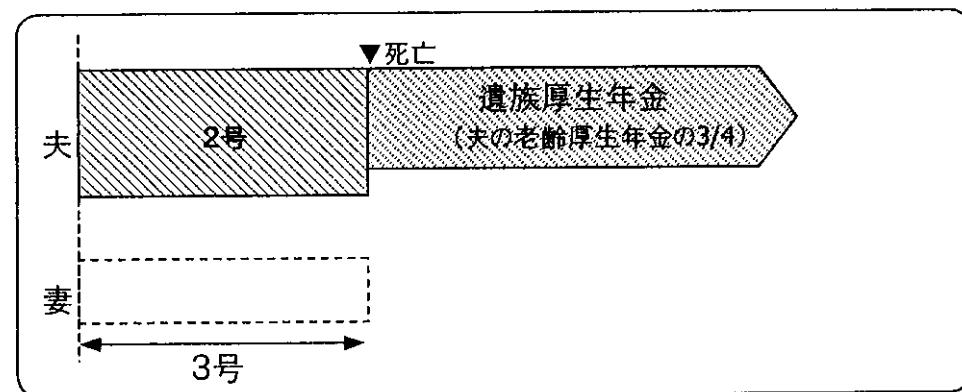
- 夫が障害を負うと、現行どおり、分割されない場合の障害厚生年金を受給
- 妻が65歳に達した時点で、分割された標準報酬記録に基づいて算定される老齢厚生年金を受給
- 夫の障害厚生年金は、妻の老齢厚生年金に相当する金額分減額される

### ②第3号被保険者(被扶養配偶者)が障害を負った場合



- 妻が障害を負っても障害厚生年金は支給されない(現行どおり)
- 夫が65歳に達した時点で分割された老齢厚生年金を受給

## 3)遺族厚生年金の場合



- 夫死亡の場合、現行どおり、分割されない場合の遺族厚生年金を受給
- 妻死亡の場合、分割された妻の標準報酬記録に基づいて算定される遺族厚生年金は夫に支給されない

## <夫婦間の年金権分割案についての論点（例）>

### <夫婦間の年金権分割案による第3号被保険者制度の見直しの考え方>

- 本案は、多くの場合、世帯を単位として生計が営まれている実情を踏まえながら、片働きを選択する世帯について、年金保障の個人単位化を図っていくものである。
- 第3号被保険者は現役時代には配偶者である被用者の報酬を自身の世帯の所得として生活を送っており、勤労所得がなくなる老後については、第3号被保険者個人でみれば被用者同様基礎年金に加え報酬比例年金の保障の必要性が高いことから、年金給付の個人単位化を進め、現役時代は被用者を通じて厚生年金に加入していると考えることにより、被用者本人から独立した年金を給付するものである。
- 本案においては、第3号被保険者世帯では、被用者本人の報酬に基づく保険料納付を、厚生年金保険制度上、夫婦がともに半分ずつ負担したものと擬制して評価することとなる。

例えば50万円の報酬に基づく保険料負担は、夫婦が共同して25万円ずつの報酬に基づく負担を行ったものと擬制して評価し、被用者本人の保険料納付に基づく標準報酬記録（保険料納付記録）を半分に分割し、被扶養配偶者に移転して厚生年金の給付（報酬比例部分）を行うものである。

これにより、第3号被保険者に対して行われる基礎年金及び報酬比例年金双方の給付は、擬制された第3号被保険者の保険料負担を根拠として行われることとなる。

### <強制分割が適当>

- 夫婦間の年金権分割制度を導入する場合、片働き世帯における保険料納付を、制度として、夫婦がともに負担したものと擬制して評価するものであることから、第3号被保険者期間については、選択によらず、その配偶者である第2号被保険者の標準報酬記録（保険料納付記録）を当然に分割するものとする。
- 強制分割とした場合、分割の対象とする期間は、制度施行後の第3号被保険者期間について行うこととする。

### <標準報酬上限との関係>

- 夫婦が共同して半分ずつ負担するものとして擬制するという考え方方に立ったとき、被用者の賃金が標準報酬の上限を超える場合、上限を超えて保険料負担を求めないということでしょうか。

### <厚生年金の適用拡大後の短時間労働者との間の給付のバランス>

- 配偶者が第2号被保険者の場合、新たに厚生年金の適用対象となる短時間労働者と、第3号被保険者のままの者との間の給付のバランスをどのように考えるか。（第2号被保険者の配偶者個人に着目すると、短時間労働者に比べて、第3号被保険者の方が給付が厚くなりうる。）
  - ・ 短時間労働者と異なり、自身では収入がない第3号被保険者について、被用者の保険料納付に基づく標準報酬記録を夫婦共同の負担によるものと擬制することで第3号被保険者の年金保障を独立して行うものであり、第3号被保険者制度見直しのために導入する例外的取扱いとしてやむを得ないのではないか。
  - ・ 世帯（夫婦）としてみれば、短時間労働者である世帯の方が負担に応じて給付が厚くなることから、第3号被保険者制度見直し策としてはやむを得ないのではないか。

### <離婚時の年金権分割>

- 生計が同一である婚姻中の年金権の分割に比べ、生計が完全に分離した離婚時の場合は、年金権の分割移転による配偶者個人への独立した年金給付はより強い意味があると考えられるが、離婚時の年金権分割制度については、2号－3号間に限らず、別途導入の検討を行うことが適当である。

### <短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る見直し案との関係>

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に係る基礎年金減額案は、第3号被保険者が基礎年金を満額受給する一方、短時間労働者が減額されることとなり、夫婦間の年金権分割案との間で不均衡を生じることから組み合わせとしてなじまない。

### <在職老齢年金制度や年金課税との関係>

- 夫婦間の年金権の分割をした場合、被用者一人に支給されていた年金が夫婦それぞれに分けて支給されることとなることから、①在職老齢年金については、被用者への支給制限はその配偶者への年金には及ばず、②年金課税額は、世帯全体では少なくなりうる。

## (B) 負担調整案及び給付調整案

- 負担調整案及び給付調整案のいずれも、基本的に、個人単位化を徹底するという観点から、第3号被保険者自身の分の現行の保険料負担と給付の関係について、実質的に不均衡であるという見方に立つ見直し案であると位置づけられる。

### <各案に共通の論点（例）>

- これらの案は、第3号被保険者の労働市場への参入等の社会進出の流れに即しているといった点や、社会の多くの構成員が自ら保険料を納付し、給付を得ることが望ましいという点からは評価できる一方、現実に収入のない第3号被保険者の負担増または給付減につながる点などからみてどう評価するのか。
- 現行制度が、片働き世帯も共働き世帯も、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれているのに対し、個人単位の考え方を徹底することにより、その給付と負担の関係を変更することとなる（片働き世帯の負担を増やす、あるいは給付を減額する）ことについて、どう考えるか。（負担調整案－Iを除く。）
- 昭和60年改正により女性の年金保障の充実を図ったこととの関係をどう整理するか。特に給付調整案の場合、将来女性の低・無年金者を増加させることにつながらないよう配慮が必要ではないか。

## (B-1) 負担調整案

### 《考え方》

第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。

### 〈負担調整案-I〉

#### 《仕組みの概略》

- 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。）
- 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円／2=6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。

